

【熊野町役場開庁日時】
平日8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始は休み)

納税(町税等)

今月の納期限 5月31日(火)

軽自動車税 全期

※納付忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

町の人口と世帯数
令和4年3月31日
(前年同月比較)

人口: 23,439人 (-199)
男: 11,316人 (-112)
女: 12,123人 (-87)
世帯数: 10,584世帯 (-12)

(住民基本台帳)

役場の電話番号

総合案内 (休日や夜間) ☎820-5600 ☎854-8009

ホームページアドレス
<https://www.town.kumano.hiroshima.jp>
(携帯電話用アドレスも同じ)
右のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください。

総務部
総務課 ☎820-5601
政策企画課 ☎820-5634
財務課 ☎820-5632
産業観光課 ☎820-5602

住民生活部
税務住民課 ☎820-5604(住民) ☎820-5603(税務)
収納管理課 ☎820-5639
防災安全課 ☎820-5631
生活環境課 ☎820-5606

健康福祉部
社会福祉課 ☎820-5635
高齢者支援課 ☎820-5605
子育て支援課 ☎820-5623
健康推進課 ☎820-5637

防災無線放送再生ダイヤル
☎820-5640 ※放送後24時間以内の内容

建設農林部
建設課 ☎820-5607
都市整備課 ☎820-5608
農林緑地課 ☎820-5638
上下水道課 ☎820-5610

教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎820-5620
教育指導室 ☎820-5621
教育委員会 ☎855-1110

議会事務局
☎820-5630

会計課
☎820-5612

★各課室局へのお問い合わせは、各メールでも受け付けています。
メールアドレスについては、熊野町ホームページでご確認ください。

お知らせ

不正大麻・けし撲滅運動月間

けしには、植えてはいけない品種があり、栽培は法律で規制されています。けしの花が咲く、5月から6月までを「不正大麻・けし撲滅運動月間」として啓発活動などを行っています。不正栽培または自生している大麻や植えてはいけないけしを見つけたときは、ご連絡ください。

町内で過去に見つかった種類の植えてはいけない種類の「けしの花」
(出典元:厚生労働省ホームページ)

☎820-5606 生活環境課
☎513-5533 広島県西部厚生環境事務所

手話

～イラストを真似して覚えてみよう～

こども
両手のひらを下に向け、左右にひろげながら2～3回押さえる。

遊ぶ
両手の人差し指を、頬の横で交互に前後させる。

永高田北た中 氏 (3月届け出分・敬称略)

作橋中か山 氏

政日憲悠紫 名

樹吹き生い紳喜 氏

城之堀 萩地 区

井新西志郷石脊中藤ふ川加か澤さわ向む土森 氏 (3月届け出分・敬称略)

原宅村田だ田だ井戸と原ら田原ら藤う 保は井い

諫富と玉た夕たミ 英智と絹さ史ひ美正秀ハ辰啓 名

芳し男子子子子子 雄子子子子子 榮え江え鈴ず治る昭き 子子子子子

84 79 93 83 83 91 65 92 76 78 88 85 94 94 65 年齢地区

石貴 城之堀 萩原 中 出来地 区

神船 堀 原 溝 庭 地区

際には、納税住民課へ届け出る
およろこび・おくやみコーナーに掲載を希望しない人

(税務住民課)

お知らせ

ごみステーションの利用について

資源物Iは紙・布とプラスチックを別の車両で収集しているため、乱雑にごみステーションに出されると、収集時の取り残しの原因となります。

ごみステーションにごみを出す際には紙・布とプラスチックを左右に分けて置くなどして乱雑にならないようご協力をお願いします。

なお、紙・布は濡れると資源として再利用がなくなるため雨の日には出さないでください。
(生活環境課)

◀良いごみステーションの例
「紙・布」は右側に、「プラスチック」は左側に分けて置いてあります。

お知らせ

町有地の売却(申込先着順)

町が所有する土地を申込先着順により売却しています。当該物件は一般競争入札で不調となったことから先着順としており、お問い合わせいただいても既に受付を終了している場合や売却済みの場合がありますのでご了承ください。

▷対象の土地

所在地	熊野町中溝三丁目3604番1	所在地	熊野町中溝三丁目3604番3
面積	493.96㎡	面積	172.62㎡
地目	雑種地	地目	雑種地
用途地域	近隣商業地域	用途地域	近隣商業地域
売却価格	2,033万円	売却価格	719万円

☑申込要領を財務課で配布(熊野町ホームページにも掲載)しています。なお、申込みは郵送(簡易書留)、または直接持参の方法により受け付けています。

☎財務課☎820-5632

お知らせ

ブロック塀などの除却および建替え費用の一部を補助します

地震によるブロック塀などの倒壊により、通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀などの除却および建替えの実施に要する費用の一部を補助します。

▷補助対象ブロック塀(以下の条件をすべて満たすこと)

- ①緊急輸送道路、通学路、避難路に面するもの
- ②道路面からの高さが0.8m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.8m以上のものに限る)
- ③ブロック塀にひび割れ、破損、傾き、ぐらつきなどがあり安全性が確認できないもの
- ④建築基準法の規定に違反していないもの
- ⑤その他町長が適当と認めるもの

▷補助金額

- ①除却費用の2/3(上限15万円)
- ②除却後の軽量フェンス等の新設費用の2/3(上限15万円)

▷申請期間
6月1日(水)から予算が無くなるまで

▷備考
補助事業を実施し、令和5年2月末日までに実績報告を完了すること

☑申請窓口(都市整備課)で事前相談を行った後、申請をしてください。(先着順)

☎都市整備課☎820-5608

